

議事(2) 障害者の虐待防止対策について

主な論点

障害者虐待防止法が成立し、平成24年10月の施行に向けて体制整備を図る必要があるため、それぞれの立場から、委員の皆様のご意見を伺いたい。

1. 法の施行に向けての体制整備

法の円滑な施行のために、都と区市町村・関係団体等がどの様に連携を図ればよいか、ご意見を伺いたい。

2. 権利擁護センター・障害者虐待防止センターについて

都道府県には権利擁護センター、区市町村には障害者虐待防止センターを設置することとなるが、センターの機能として必要と考えるものについて、ご意見を伺いたい。

3. アンケート調査の項目について

障害者の虐待防止に関して事業を円滑に運営するためには、区市町村の実態を把握する必要があるため、アンケート調査を実施する。アンケートの調査項目について、ご意見を伺いたい。

(第1回目のアンケート調査結果は「資料2-5」、第2回目の調査項目は「資料2-6」のとおり)

障害者の虐待防止対策について

7 障害者虐待防止の体制整備の推進について

○ 平成23年6月17日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立。

○ 今後、平成24年10月の法律の円滑な施行に向けて、障害者虐待防止のための体制整備を図っていくことが喫緊の課題。

○ 本法律においては、障害者の虐待の防止に係る国や自治体の責務が定められるとともに、市町村及び都道府県の部局又は施設が障害者虐待の通報窓口や相談等を行う市町村障害者虐待防止センター、都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすこととされたところ。

※ 法律において規定された地方公共団体の責務等の具体的内容については、施行通知等を参照。

○ 各都道府県におかれれば、法律の円滑な施行に向けて、市町村をはじめ、関係機関、関係団体等に対し、本法律における障害者虐待の通報義務等の周知徹底を図るようお願いする。

また、今年度から研修などの事業の実施に確実に取り組むとともに、障害者虐待防止対策支援事業や地域移行のための安心生活支援事業の活用等により管内市町村における関係機関との連携強化や相談体制の強化等が推進されるよう、必要な支援をお願いする。

※ 現在行っている障害者虐待防止対策支援事業の追加協議においても、今年度の事業実施を積極的に受け付けることとしているので、改めて事業実施の検討をお願いする。

○ なお、今後、法律の具体的な運用に係るマニュアルの作成、障害者虐待防止の取組を推進するための会議の開催等について、検討することとしている旨を申し添える。

8 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう（改正後障害者基本法2条1号）。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
<p>[市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保</p> <p>[スキーム]</p> <p>虐待発見 → 通報 → 市町村</p> <p>①事実確認（立入調査等） ②措置（一時保護、後見審判請求）</p>	<p>[設置等の責務] 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>[スキーム]</p> <p>虐待発見 → 通報 → 市町村 → 報告 → 都道府県</p> <p>①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表</p>	<p>[事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>[スキーム]</p> <p>虐待発見 → 通報 → 市町村 → 報告 → 都道府県 → 労働局</p> <p>①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表</p>
<p>3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。</p>		

その他

- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目的に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 平成24年10月1日から施行する。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

(参考)平成23年度障害者虐待防止対策支援事業の第1次内示状況

都道府県名	1:連携協力 体制整備事業		2:家庭訪問等 個別支援事業					3:障害者虐待 防止・権利擁護 研修事業		4:専門性強化事業		
	家庭訪問	相談窓口強化	相談窓口強化	一時保護	カウンセリング	その他	医学的	法的	有識者連携	4:専門性強化事業		
										医学的	法的	
北海道	○											
岩手県	○	○										
山形県	○											
茨城県	○								○			
埼玉県	○											
千葉県	○			○								
東京都	○											
神奈川県	○											○
新潟県	○											
富山県	○					○						
石川県	○											
岐阜県	○											
滋賀県	○											
京都府	○											
大阪府	○					○						○
和歌山県	○											
鳥取県	○											
島根県	○											
岡山県	○											
徳島県	○											
香川県	○			○					○			○
愛媛県	○			○					○			○
高知県	○											
福岡県	○											
自治体数	12	1	1	2	2	4	24	2	3	3		3

市町村名	1:連携協力 体制整備事業		2:家庭訪問等 個別支援事業					3:障害者虐待 防止・権利擁護 研修事業		4:専門性強化事業		
	家庭訪問	相談窓口強化	相談窓口強化	一時保護	カウンセリング	その他	医学的	法的	有識者連携	4:専門性強化事業		
										医学的	法的	
大阪市				○					○			
三鷹市				○								

※上記は、国庫補助事業の状況を示したものであり、自治体が独自に行う障害者虐待の防止のための取組は含まれていない。

障害者虐待防止対策支援事業

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行う

(1)連携協力体制整備事業

- 地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図る。

連携協力体制を整備した上で、

(2)から(4)を地域の実情を踏まえ、実施

(3)研修事業

- 障害福祉サービス事業所の従事者や管理者、相談窓口職員に対する障害者虐待防止に関する研修を実施する。

(2)家庭訪問等個別支援事業

(※①から⑤までの事業を適宜組み合わせて実施)

① 家庭訪問

- 過去に虐待のあった障害者の家庭やそのおそれのある障害者の家庭に対し、相談支援専門員等を訪問させることにより、家族関係の修復や家族の不安の解消に向けた支援を行う。

③ 一時保護のための居室の確保等

- 事前に障害者支援施設や短期入所事業所等に依頼し、居室の確保を行うとともに、緊急一時保護を要する虐待が発生した場合に虐待を受けた障害者の受入れについて支援する。

② 相談窓口の強化

- 障害者虐待に係る24時間・365日の相談体制を整備する。

④ カウンセリング

- 医師、臨床心理士等が、虐待を受けた障害者、障害者虐待を日撃した者、障害者虐待を行った家族等に対して、カウンセリングを行う。

⑤ その他地域の実情に応じて行う事業

(4)専門性強化事業

- 医師や弁護士等による医学的・法的な専門的助言を得る体制を確保する。
- 有識者から構成されるチームを設置し、虐待事例の分析等を行う。

※ 障害者虐待防止・権利擁護事業(平成23年度予算:3,450千円)
国において、障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修を実施。

平成23年度予算における障害者虐待防止対策等について

○障害者虐待防止対策支援事業費(平成23年度予算) 403,260千円

1 事業目的

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。

2 事業内容

(1)に示した体制を整備(既存の体制の充実を含む。)するとともに、(2)から(4)までの事業について、地域の実情を踏まえ、実施する。

(1)連携協力体制整備事業

地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図る。

(2)家庭訪問等個別支援事業

過去に虐待のあった障害者の家庭等に対する訪問、24時間・365日の相談窓口の体制整備、虐待が発生した場合の一時保護のための居室の確保等、虐待を受けた障害者等に対するカウンセリング、その他地域の実情に応じた事業を実施する。

(3)障害者虐待防止・権利擁護研修事業

障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、相談窓口職員に対する障害者虐待防止に関する研修を実施する。

(4)専門性強化事業

医師や弁護士等による医学的・法的な専門的助言を得る体制を確保するとともに、有識者から構成されるチームを設置し、虐待事例の分析等を行う。

3 実施主体 都道府県又は市町村(社会福祉法人又はNPO法人等に委託可)
(※(3)及び(4)のうち虐待事例の分析等は、都道府県のみ)

4 補助率 定額

○障害者虐待防止・権利擁護事業費(平成23年度予算) 3,450千円

1 事業内容

国において、障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修を実施。

2 実施主体 国

障害保健福祉関係担当者会議資料
「障害者虐待防止法の施行に向けた対応について」

平成23年9月27日(火)

社会・援護局障害保健福祉部

障害者虐待防止法の施行（平成24年10月）に向けた対応について

1 国における対応

- (1) 国研修の実施（本年12月及び来年6月頃を予定）
 - 都道府県研修の企画運営に携わる者向けに研修を実施
- (2) マニュアルの作成（本年12月の国研修において案を提示予定）
 - 都道府県・市町村の対応マニュアルを作成
- (3) 平成24年度障害者虐待状況等の調査
 - 自治体の体制整備の状況の調査を実施し、体制整備を推進（来年4月・10月）
 - 自治体に障害者虐待の状況等の調査（通報件数、虐待件数等）を実施（平成24年2月課長会議で調査事項を提示）

2 都道府県における対応

- (1) 体制整備に向けた検討等（本年度中）
 - 都道府県センターの設置方法・体制の検討
 - 都道府県労働局等の関係機関との連携のための検討会議の開催
 - 市町村に対して施行に向けた準備を進めるよう働きかけ
- (2) 都道府県研修の実施（来年1月頃～）
 - 市町村職員、相談支援事業者、サービス事業者向けに研修を実施（全市町村の担当職員が研修を受講することを目標とする）
- (3) 体制整備に向けた具体的な準備（来年9月まで）
 - 都道府県センターについて、市町村や障害福祉サービス事業者等へ明示
 - 都道府県労働局等の関係機関との連携会議の開催
 - 市町村の準備状況に対する助言
 - サービス事業者への指導
 - 業務マニュアル・指針等の策定

3 市町村における対応

- (1) 体制整備に向けた検討（本年度中）
 - 市町村センターの設置方法・体制等の検討
 - 地域の関係機関との連携のための検討会議の開催
- (2) 都道府県研修の受講（来年1月頃～）
- (3) 体制整備に向けた具体的な準備（来年9月まで）
 - 市町村センターについて、地域住民、地域の関係機関等へ明示
 - 地域の関係機関との連携会議の開催
 - 業務マニュアル・指針等の策定

障害者虐待防止法施行に向けたスケジュール

年月	国	都道府県	市町村
平成23年9月		・体制整備に向けた検討等	・体制整備に向けた検討
10月	・23' 予算事業第3次協議受付 ※(10月14日)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> ・センターの設置方法・体制 ・労働局等との検討会議 ・市町村に施行準備を働きかけ </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> ・センターの設置方法・体制 ・地域の関係機関との検討会議 </div>
11月	・23' 予算事業第3次内示		
12月	・国研修開催 ※マニュアル(案)提示		
平成24年1月		・都道府県研修開催 ※全市町村・事業者対象	・都道府県研修受講
2月	・マニュアル提示 ・調査内容(案)提示 (課長会議)		
3月	・24' 予算事業協議受付		
4月	・24' 予算事業内示 ・体制整備状況調査	・体制整備に向けた準備	・体制整備に向けた準備
5月		<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> ・センターを市町村等に明示 ・労働局等との連携会議 ・市町村への助言・指導 ・業務マニュアル等策定 </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> ・センターを地域住民、関係機関に明示 ・地域の関係機関との連携会議 ・業務マニュアル等策定 </div>
6月	・国研修(H24)開催		
7月			
8月			
9月			
10月 (施行)	・体制整備状況調査		

(参考)平成23年度障害者虐待防止対策支援事業の内示状況(第1次及び第2次分)

都道府県名	連携協力 体制整備事業	家庭訪問等 個別支援事業				障害者虐待 防止・権利擁護 研修事業	専門性強化事業							
		家庭訪問	相談窓口強化	一時保護	カウンセリング		その他	医学的	法的	有識者連携				
北海道	○													
青森県	○													
岩手県	○		○											
宮城県	○													
山形県	○											○		
茨城県	○													
群馬県	○													
埼玉県				○										
千葉県														
東京都	○													
神奈川県	○													
新潟県	○													○
富山県	○								○					
石川県	○													
福井県	○								○					
山梨県	○													
岐阜県	○													
愛知県														
三重県														
滋賀県	○													
京都府														
大阪府									○					○
兵庫県														
奈良県														
和歌山県	○													
鳥取県	○													
島根県														
岡山県														
広島県	○													
徳島県														
香川県	○			○									○	○
愛媛県	○			○									○	○
高知県	○													
福岡県														
佐賀県														
長崎県														
実施 都道府県数	19	1	1	2	2	5	36	2	3	3				

市区町村名	連携協力 体制整備事業		家庭訪問等 個別支援事業				専門性強化事業	
	家庭訪問	相談窓口強化	一時保護	カウンセリング	その他	医学的	法的	
川崎市								
大阪市			○			○	○	
函館市				○				
久留米市		○	○	○			○	
石巻市	○		○				○	
大子町	○	○	○	○		○	○	
千代田区			○		○			
豊島区					○			
三鷹市			○					
上越市								
近江八幡市			○		○		○	
東近江市			○		○		○	
日野町			○		○		○	
竜王町			○		○		○	
甲賀市								
朝来市								
実施 市区町村数	12	2	10	1	9	2	8	

※上記は、国庫補助事業の状況を示したものであり、自治体が独自に行う障害者虐待の防止のための取組は含まれていない。

平成23年度

サービス管理責任者指導者養成研修会
【共通講義】

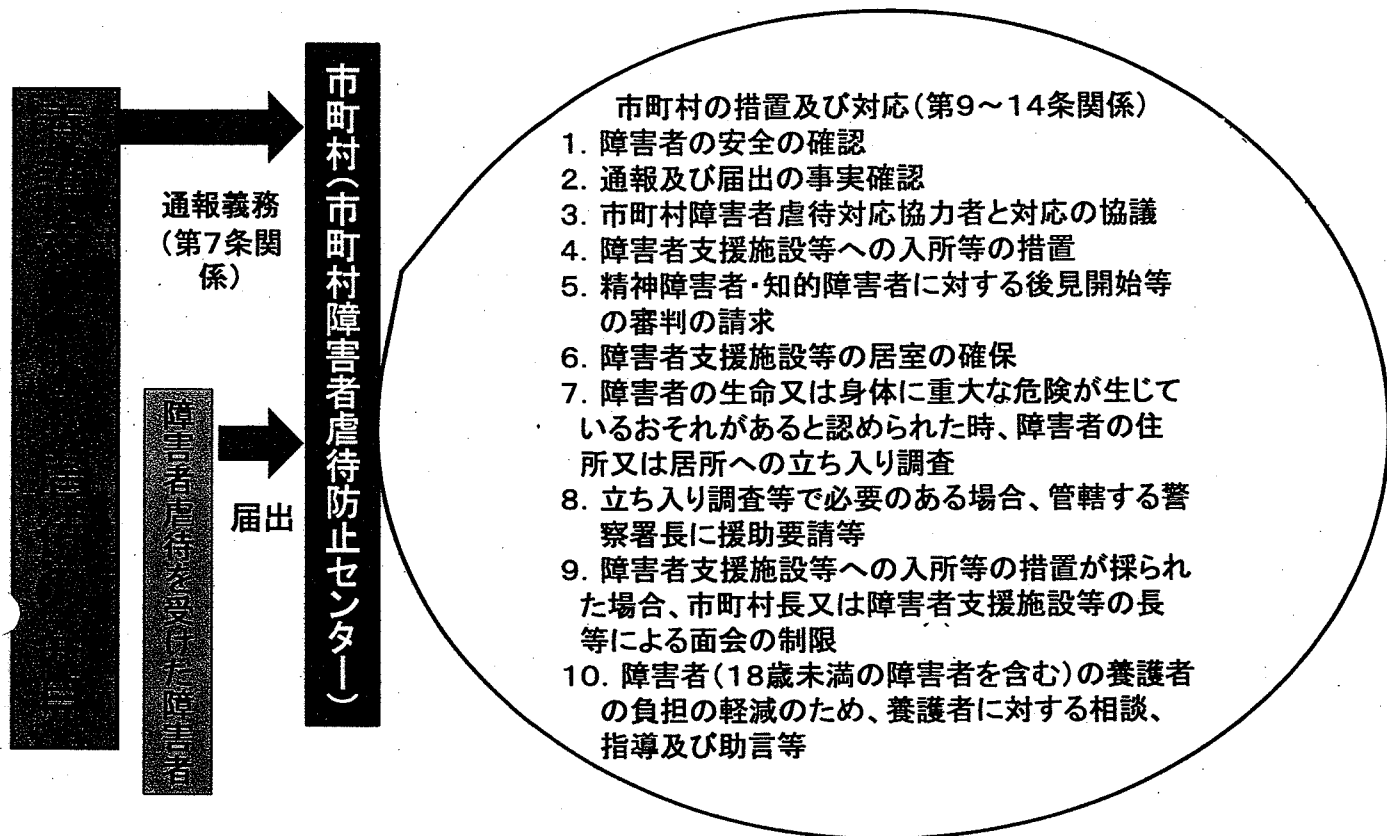
期間 平成23年10月5日(水)～10月7日(金)

会場 国立障害者リハビリテーションセンター

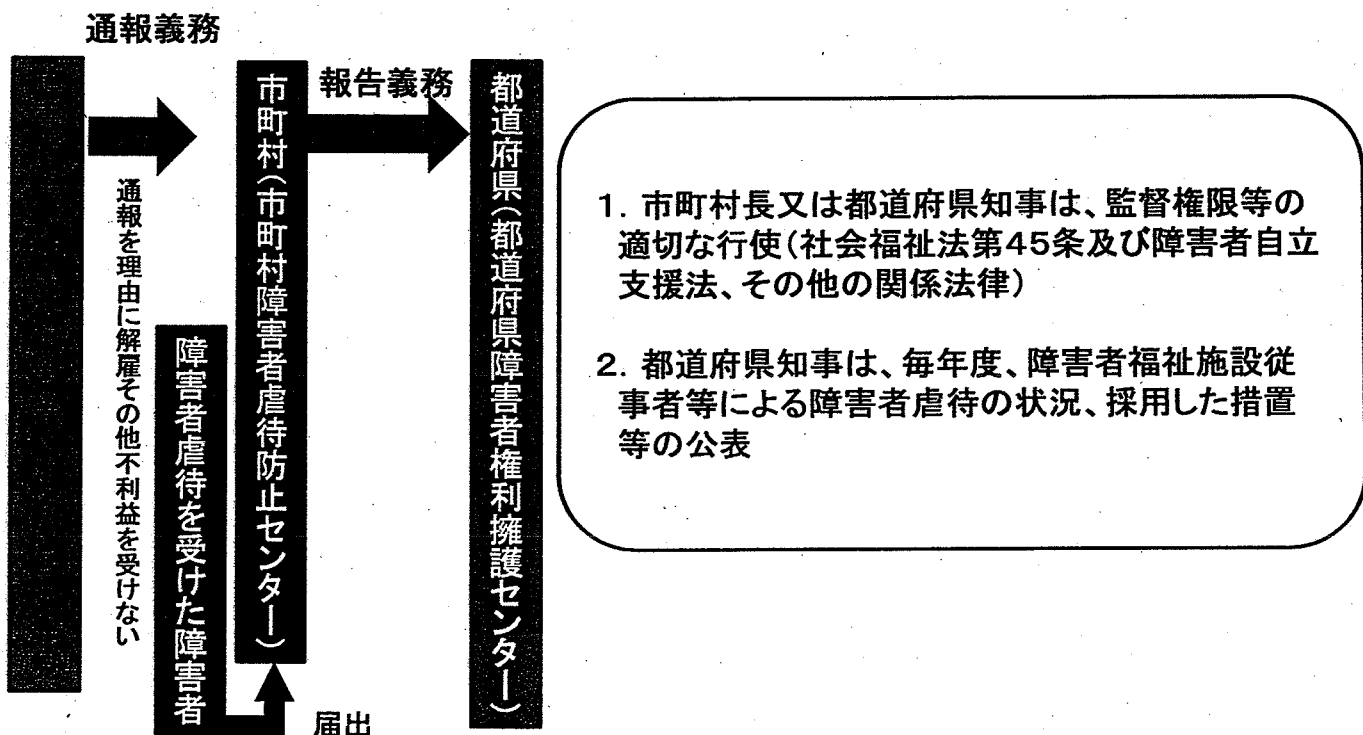
厚生労働省

国立障害者リハビリテーションセンター

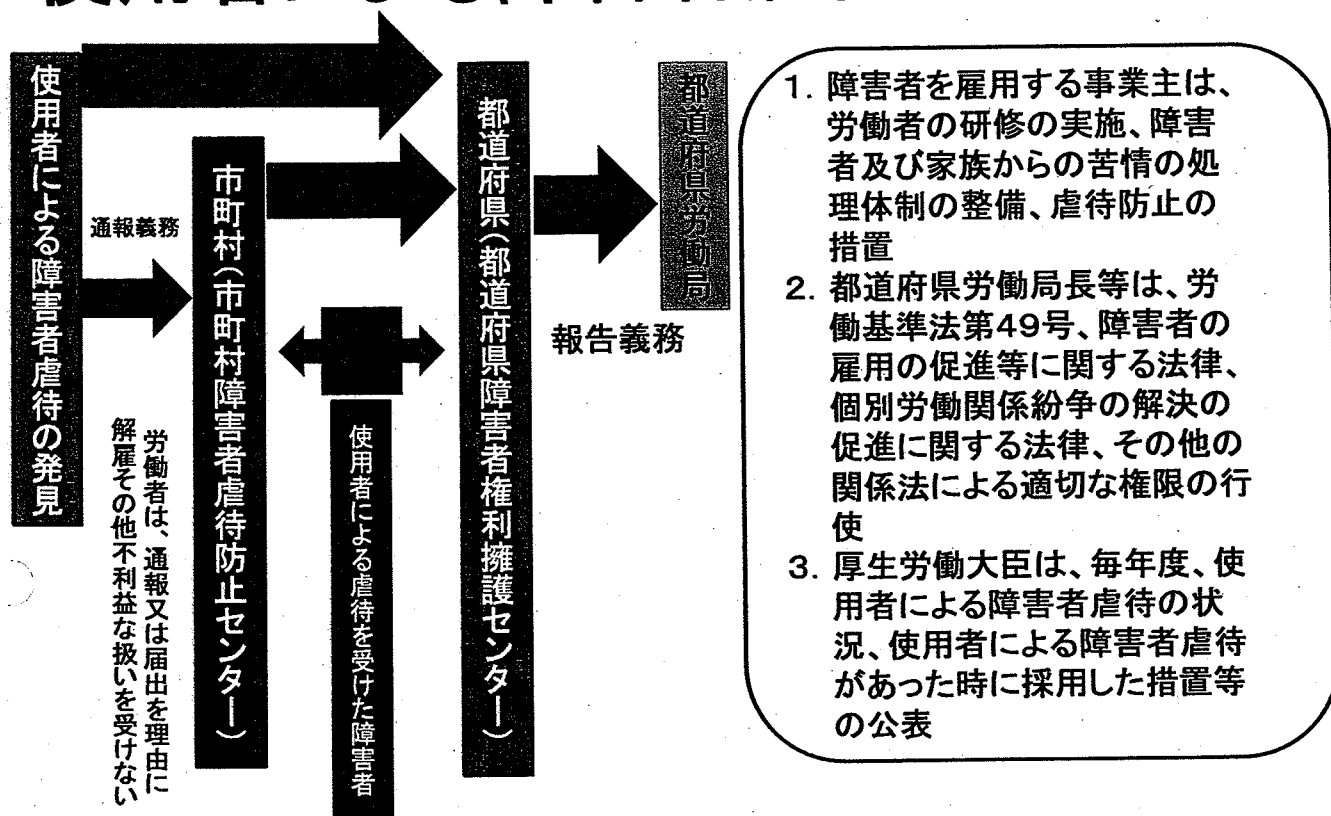
養護者による障害者虐待の防止等



障害者福祉施設従事者等による 障害者虐待の防止等



使用者による障害者虐待の防止等



就学・保育所・医療機関における虐待

- 障害及び障害者に関する理解を深める
研修の実施及び普及啓発
- 相談に係る体制整備
- 虐待に対処する措置等虐待の防止の
必要な措置

市町村障害者虐待防止センター

- 障害者福祉の事務を所掌する部局又は市町村が設置する施設において、市町村障害者虐待防止センターの機能を果たす(第32条第1項関係)
- 市町村は、市町村障害者虐待防止対応協力者のうち適当と認められるものに、業務の全部又は一部を委託することができる(第33条第1項関係)

業務

- 1 養護者による障害者虐待に係る通報・障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報・使用者による障害者虐待に係る通報の受理
- 2 障害者からの養護者による虐待に係る届出・障害者からの障害者福祉施設従事者等による虐待に係る届出・障害者からの使用者による虐待に係る届出の受理
- 3 障害者及び養護者に対する相談、指導及び助言
- 4 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他啓発活動
- 5 専門的に従事する職員の確保

都道府県障害者権利擁護センター

- 障害者福祉の事務を所掌する部局又は都道府県が設置する施設において、都道府県障害者権利擁護センターの機能を果たす(第36条第1項関係)
- 都道府県は、都道府県障害者虐待対応協力者のうち適当と認められたものに、業務の全部又は一部を委託することができる(第37条第1項関係)

業務

- 1 使用者による虐待に係る通報の受理、障害者からの使用者による虐待に係る届出の受理
- 2 市町村相互間の連絡調整、市町村への情報の提供、助言等
- 3 障害者や養護者に対する支援に関する相談、相談機関の紹介
- 4 障害者や養護者に対する支援に関する情報の提供、助言、関係機関との連絡調整
- 5 虐待の防止や養護者に対する支援に関する情報収集、分析、提供
- 6 虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報、啓発活動
- 7 その他必要な支援